

〇〇〇児童館・〇〇〇学童保育コーナ-

防災マニュアル

令和2年4月

神戸市

目 次

『防災マニュアル』の活用にあたって 安全・迅速に避難するために	1
I 防災体制	
1 はじめに	2
2 災害対策本部	2
3 地震・津波発生時の職員役割分担	3
4 職員の参集基準	3
5 休日・夜間等の参集後の対応(例)	3
6 避難場所、津波避難先等	4
7 連絡先一覧	4
II 日常対応	5
III 防災の要点	6
IV 災害時の対応	
1 地震発生時の対応	8
2 津波警報発生時の対応(海沿いの館のみ)	10
3 火災発生時の対応	11
4 風水害発生時の対応	12
5 防災マニュアル(地震発生時)	13
6 保護者への引き渡し	14
7 緊急時連絡・引き渡しカード	15

「防災マニュアル」の活用にあたって

災害が発生した場合、児童館職員は児童の生命を守ることが最大の責務です。

本防災マニュアルでは、基本的・共通的な事項についての事項や留意点を記載していますので、これを参考にそれぞれの児童館・学童保育コーナーで、実態に応じた『独自の防災マニュアル』の作成に活用してください。

安全・迅速に避難するために

地震・津波から児童の生命を守るためには、避難場所、避難方法の決定は大変重要となってきます。また、安全、迅速に避難するには、日頃の避難訓練が欠かせません。

避難場所、避難方法の決定や避難訓練を行ううえで、特に次の点に留意が必要です。

避難場所は・・・

○ 確実に安全な避難場所の決定を！！

災害想定を正確に把握し、各児童館の実態を踏まえて、複数の候補地から確実に安全な場所を選定することが重要です。

○ 津波からの避難は、とにかく早く、少しでも高い場所へ！！

津波の危険性のある所では、児童をとにかく早く、少しでも高い場所へ避難させることを最優先に避難場所を考えなければなりません。そして、避難場所は一か所だけでなく、2次、3次とより高い場所も考えておく必要があります。

避難方法は・・・

○ 避難経路は複数用意！！

避難経路の安全性を事前に十分確認していても、地震の揺れによる建物の倒壊、土砂崩れなどにより、予定していた避難路が通れなくなることもあります。こうした場合でも、すぐに対応できるよう複数の避難経路を設定しておくことが大切です。

○ 職員等だけで児童の避難ができるとは限りません！！

多くの児童を安全で迅速に避難させるためには、近隣の学校や事業所、自治会等地域の方々の協力を得ることも大切です。また、避難協力の協定を結んでおくことなども考えられます。

○ 児童の状況に応じた避難方法の選定を！！

自力では避難できない乳児や自ら徒歩で避難できる幼児など、児童の発育状況によって避難する方法が異なってきます。職員等の人数やおんぶ紐、避難車の整備状況と併せ、安全で迅速に避難できる方法を決定する必要があります。

避難訓練は・・・

○ 避難訓練を繰り返し行い、よりよい避難方法に！！

いろいろな場面を想定した避難訓練を繰り返し行い、その後、課題や問題点等を検証し、見直し、改善を絶えず行うことにより、よりよい避難方法としていくことが大切です。

○ 児童のスムーズな避難のために！！

児童は、避難訓練を繰り返し体験することにより、避難方法を体得し、混乱を起こさず、スムーズな避難につながります。

○ 地域との連携を深めるために！！

近隣の学校や地域の方々に、児童館の避難訓練に参加していただいたり、逆に児童館が地域の防災訓練に参加したりすることで、お互いの関係作りが進みます。

I. 防災体制

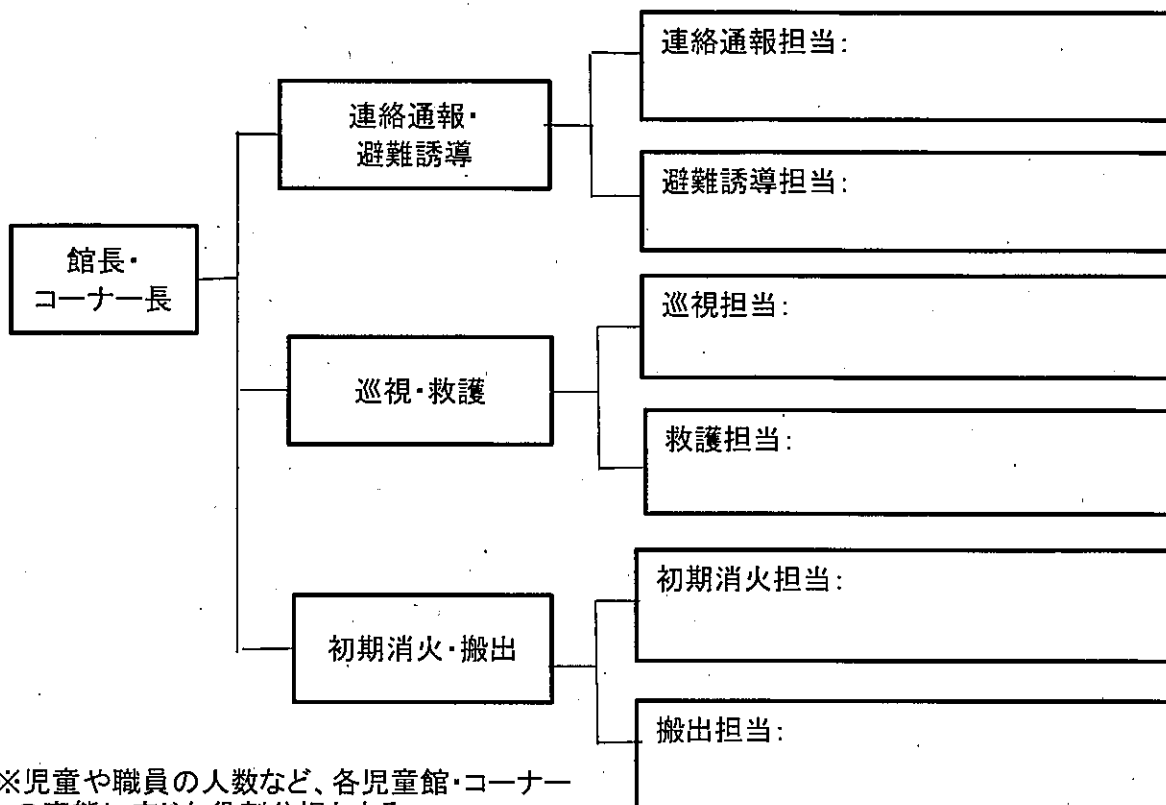
1. はじめに

- 日頃から児童館・コーナーの防災体制の整備に努め、災害発生時には、落ち着いて状況を把握し、慌てず冷静に素早く対応できるように、このマニュアルを作成するものである。
- 職員の心構え
 - ・ 平素より館内の防災体制の整備に努め、災害発生時における緊急の業務内容、役割分担、各担当の状況などを確認する。また地域防災組織との連携を図る。
 - ・ 館内の施設・設備等の点検を行い、安全確保に努める。
 - ・ 児童に対する防災教育の指導方針や計画の作成、内容の検討を行う他、保護者に対しても防災教育の内容の周知に努める。
 - ・ 訓練を計画的に企画し、児童が様々な災害の場で、適切な行動がとれるように体験的に理解させる。
 - ・ 災害による負傷が予想されるので、救命救助研修等で習得した応急措置が生かされるよう鍛練しておく。

2. 災害対策本部

係	業務内容	担当者
本部	<ul style="list-style-type: none">・ 避難訓練の計画と実施・ 防災マニュアルの作成・見直し・ 被害状況のとりまとめ・ ○○法人本部との連絡調整・ 空調、ガス栓を止める。	館長 コーナー長
連絡通報係	<ul style="list-style-type: none">・ 消防、警察、行政機関への通報・ 保護者への連絡	指導員 学保指導員 ()
避難誘導係	<ul style="list-style-type: none">・ 指定された避難場所に誘導。・ 児童を避難場所に誘導し、点呼する。・ 異常の有無と人数を報告する。	学保指導員 ()
初期消火係	<ul style="list-style-type: none">・ 火災現場に駆けつけ消火活動を行う・ 消火が完了すれば、本部に報告する。	学保指導員 ()
巡視係	<ul style="list-style-type: none">・ 避難誘導後、廊下、階段、トイレ、教室等で逃げ遅れた児童の有無の確認をする。	学保指導員 ()
救護係	<ul style="list-style-type: none">・ 救護設置場所に救急用具、薬品を持ち出し、救護にあたる。	学保指導員 ()
搬出係	<ul style="list-style-type: none">・ 児童名簿、連絡先一覧等を搬出する。	学保指導員 ()

3. 地震・津波発生時の職員役割分担



※児童や職員の人数など、各児童館・コーナーの実態に応じた役割分担とする。

4. 職員の参集基準

①開館時間内の参集基準

開館時間中の場合、職員は館長・コーナー長の指示のもと直ちに災害対策体制をとることになりますが、研修等で現場を離れている職員や勤務のローテーションにより、休日や退勤となっている職員も出勤し、体制強化のため事前に定められた役割分担により対応することが必要です。

②参集時の移動手段

交通機関が途絶えた場合を想定して、自宅から児童館・コーナーや事前に定めた参集場所までの経路を各自で確認しておきます。道路が寸断されることもあるので、複数の経路と移動集団を確認しておくことが必要です。

5. 休日・夜間等の参集後の対応(例)

館長・コーナー長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、職員等の安否確認をする。 ・施設等の安全確認をする。 ・関係機関に情報連絡をする。 ・休館等の措置について決定する。 <p>※館長・コーナー長等が不在の場合は、順次代理者が指示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、職員等の安否について情報共有する。 ・今後の対応について共通理解する。
指導員・学童保育指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、職員等の安否確認をする。 ・児童の避難状況等の情報収集を行う。 ・施設等の安全確認をする。 ・その他、館長・コーナー長の指示に従い臨機応変に対応する。 	

6. 避難場所、津波避難先等

種 別		場 所
館内避難所	地震	
	不審者	図書室
館外避難所	地震	校庭 ○○公園
	火災	校庭 ○○公園
津波避難所		
地域避難所		○○小学校

7. 連絡先一覧

連絡先	TEL/FAX
警 察	110
○○警察署	○○○-0110
○○交番	
消防・救急車	119
○○消防署	○○○-0119
地域避難所 ○○小学校	○○○-○○○○
○○法人本部	○○○-○○○○
関西電力	○○○-○○○○
大阪ガス	
○○医院	
○○総合病院	
○○総合病院	

II. 日常対応

1. 環境の整備

- ① 日ごろから整理整頓を心がけ、安全環境の整備に努める。
- ② 避難経路は明確にし、避難路には物を置かない。

2. 施設、設備の安全点検

(1) 安全点検

定期的に施設、設備、遊具などの安全点検を行う。

(2) 危険箇所の改善

危険箇所を発見したときは、速やかに改善、安全対策を講じる。

落下、転倒の可能性がある物品は、落下防止、転倒防止対策を講じる。

3. 防災訓練（避難訓練等）の実施

- ① 「安全管理・危機管理プラン」に基づき実施する。
- ② 緊急の場合の避難場所及び避難場所までの経路を確認しておく。
- ③ 非常持ち出し品を確認しておく。

4. 情報収集・伝達

(1) 情報収集

- ① 天候の悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等により気象情報に注意しておく。
- ② 「ひょうご防災ネット」に登録し、気象警報の発令状況が迅速に把握できるようにする。
- ③ eメール・FAXの受信状況は定期的にチェックし、他機関からの情報受信に漏れがないようにする。

(2) 情報伝達

- ① 緊急情報が館内の職員・児童だけでなく、館外で活動している職員・児童へも迅速に伝わるように連絡方法を決めておく。
児童館から離れて活動する場合は、職員に携帯電話の携帯を徹底する。
- ② 緊急時の保護者への伝達方法を全職員が分るようにしておく。
Eメールに登録しておくなど、迅速、確実に情報が伝わる手段を整えておく。

III. 防災の要点

1. 地震（津波）

(1) 避難

① 一時避難

- ・ 児童を頭上から物が落下しない場所に待機させる。
- ・ 出入口の戸を開き、避難路を確保する。

② 安全な場所への避難

- ・ 揺れがおさまった後、避難路の安全を確認し状況に応じて児童を館外へ避難させる。
- ・ 避難完了時には児童の人数を確認（点呼）する。

(2) 津波

① 津波情報を速やかに収集し、避難指示に応じて避難する。

- ・ 避難完了時には児童の人数を確認（点呼）する。
- ・ 避難した場合は、避難場所を保護者へ連絡するとともに、〇〇法人本部へ報告する。

2. 火災

(1) 通報

① 館内放送により、在館者に火災の発生を知らせ、避難の指示をする。

② 119番に通報する。

(2) 初期消火

① 可能な範囲で、消火器等を活用し初期消火にあたる。ただし、消火活動が危険と判断されるときは、職員もすぐに避難する。

(3) 避難

① 在館者が屋外の安全な場所へ避難できるよう誘導する。

- ・ 避難完了時に児童の人数確認（点呼）をする。

3. 風水害（台風等）

(1) 気象情報の収集

① 台風が接近している時は、常に台風情報に注意し、ラジオ、インターネット、テレビ等により最新の情報を得るようにする。

② 急激な天候悪化の状況が把握できるよう、「ひょうご防災ネット」に登録し、気象警報の発表が即時に分るようにする。

(2) 危険防止（被害防止）

① 強風により窓ガラスの破損を防止するため館周辺の危険物を片付ける。

② 大雨による浸水が予想されるときは、土嚢を積むなどの対策を講じる。

(3) 安全確保

① 気象警報が発表され、児童を帰宅させる場合には、保護者に連絡し迎えを求めるなど、帰宅時の安全に注意する。

- ・ 保護者への連絡は、Eメールの一斉送信(BCC)等を用い迅速に行う。

② 気象警報が発表されているときは、館周辺が好天であっても、館外活動は中止する。館外

活動中に警報が発表された場合は、すぐに帰館する。

4. 光化学スモッグ

(1) 情報収集・伝達

- ① 市からの光化学スモッグ注意報等の発令状況を電話、FAX等で受信したときは、館内放送により、すみやかに全職員、児童に伝達する。
- ② 館外で活動している者がいる場合は、すぐに館内へ入れる。

(2) 児童の健康状態確認

- ① 児童の健康状態を点検、観察し、異常がある場合は速やかに医療機関で受診する。

災害時の対応

1. 地震発生時の対応

神戸市の全市防災指令第3号が発令された時、館長は配備計画に基づき任務につく。従って気象予警報の発表状況は、常にラジオ、インターネット、テレビ等で把握し災害発生に備えることが必要である。

① 初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机の下に頭をもぐらせ、机の脚を持つように指示 ・ 揺れている間は、頭部を覆ってじっと待機する。 ・ 机のない部屋であれば、落下物の恐れのない中央部に集合させ、体を低くするように指示 ・ 運動場では、建物、ブロック塀の近くから離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示する。 ・ 火元を遮断し、出火防止対策を徹底する。火気使用中であれば初期消火に努め、延焼を最小限に食い止める。
② 災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及び職員のパネル確認と安否確認。 ・ 被害状況（児童・職員・施設・設備等）を確認し、〇〇法人本部に報告する。 ・ 周囲の安全確認。落下物や倒壊物に気をつける。 ・ 余震に備えて児童を落ち着かせる。 ・ 負傷者の応急手当。
③ 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラジオ、インターネット等で情報確認。 ・ 津波情報の確認 → 2. へ
④ 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館外避難の決定と移動指示。 ・ 職員は分散して児童の安全確保と指示誘導に当たり、避難場所に集合させる。 ・ 児童名簿、連絡先一覧等を搬出する。 ・ 児童館・コーナーを離れる場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。
⑤ 避難後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数の確認と安否確認。 ・ 負傷者の確認と処置。 ・ 児童の不安に対する対応。
⑥ 保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡班から安否、避難先等を連絡する。 ・ 保護者が連絡が取れない場合の対応 → 児童館に待機 ・ 保護者が帰宅困難になった時の対応 → 児童館に待機
⑦ 保護者へ引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館長またはそれに準じる者が、名簿で確認のうえ引き渡す。
⑧ 被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の被害状況の調査 ・ 応急対策 ・ 休館（閉鎖）が必要な場合は、張り紙等の措置。

防災指令第3号	神戸市域に震度5弱以上の地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報があったとき、その他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又大規模な災害が発生したとき。
---------	--

※**学童保育コーナーでの対応**

小学校と連絡を密にとり連携して対応する。

一般来館児童への対応

児童から保護者の連絡先を聞き、迎えに来てもらう。連絡が取れない場合は、学童保育児童に準じて対応する。

乳幼児親子への対応

安全を確認し、保護者と相談のうえ帰宅させる。

2. 津波警報発令時の対応（海沿いの館のみ）

① 日常の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの高台や3階以上の建物や高台を事前に津波避難場所として設定しておく。
② 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した津波関係情報により速やかに判断する。 ・ 地震の規模等から明らかに津波の被害が想定される場合は、迅速に津波避難場所へ避難行動を開始する。 ・ 児童名簿、連絡先一覧等を搬出する。 ・ 児童館・コーナーを離れる場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。
③ 避難・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波避難場所へ避難が完了した場合は再度児童及び職員の安否確認を行う。
④ 避難後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の確認と処置 ・ 児童の不安に対する対応 ・ 津波警報、津波注意報が解除された場合、市指定の避難所又は当児童館（安全が確認できた場合）へ移動する。
⑤ 保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡班から安否、避難先等を連絡する。 ・ 保護者が連絡が取れない場合の対応 ・ 保護者が帰宅困難になった時の対応
⑥ 保護者へ引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館長またはそれに準じる者が、名簿で確認のうえ引き渡す。
⑦ 被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の被害状況の調査 ・ 応急対策 ・ 休館（閉鎖）が必要な場合は、張り紙等の措置。

【参考：神戸市ホームページより】

- ・ **東南海・南海地震**では、地震後約80分～110分で津波の第一波が神戸市沿岸に到着し、その後5～6時間は継続します。
- ・ 強い揺れを感じたときや、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報・注意報が発表された場合は、速やかに警戒区域外に避難してください。
- ・ 逃げ遅れた場合などの緊急時は、最寄の丈夫な建物の上階に避難し、海岸や河口付近には絶対に近づかないでください。
- ・ 兵庫県では、現行の地域防災計画で想定している津波高を暫定的に2倍程度とし作成した「津波浸水想定区域図（暫定）」を公表しています。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/000190469.pdf>

3. 火災発生時の対応

職員は消防計画に基づいて各担当につく。火元の確認・初期消火・ガスを閉める！

① 日常の準備	※ 防火訓練については、『神戸市児童館活動の手引き』第7章を参照。
② 初動対応… 火災を発見したら	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな声で近くの人に知らせる。 ・ 非常ベルが近くにあれば、鳴らす。 ・ 事務室へ報告する（出火場所や初期消火の可否）。 ・ 避難が必要な時は放送で、出火場所を知らせ避難の指示をする。 ・ 火災報知機により火災が分かった時には、現場を確認する。
③ 通報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡係が消防署へ通報する。 ・ 消防車両進入障害物を除去し、消防車両を誘導する。 ・ 消防車が到着した時、伝達する内容と対応。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 出火場所・時刻・第1発見者の説明をし、誘導する。 ◇ 延焼状況の概要を説明し、誘導する。 ◇ 児童・職員の避難状況、要救助者の有無を報告する。 ◇ 建物、危険物、電気、ガス等の施設状況を報告する。
④ 館外避難・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館外避難の決定と移動指示 ・ 服装・持ち物にこだわらず、早く安全に避難する。 ・ 職員は分散して児童の安全確保と指示誘導に当たり、避難場所に集合させる。 ・ 児童館・コーナーを離れる場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。
⑤ 避難後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数の確認と安否確認 ・ 負傷者の確認と処置 ・ 児童の不安に対する対応
⑥ 保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡班から安否、避難先等を連絡する。 ・ 保護者に連絡が取れない場合の対応 → 児童館に待機 ・ 保護者が帰宅困難になった時の対応 → 児童館に待機
⑦ 保護者へ引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館長またはそれに準じる者が、名簿で確認のうえ引き渡す。
⑧ 被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の被害状況の調査 ・ 応急対策 ・ 休館（閉鎖）が必要な場合は、張り紙等の措置。

4. 風水害発生時の対応（暴風・豪雨・洪水・土砂崩れ・河川氾濫）

（入館後に警報等が発令され、災害が発生した場合）

① 初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集に努め、的確な判断及び指示を行う。 ・まずは児童を館内の安全な場所に移動させる ・窓ガラスを閉め、停電の備えをする。
② 災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び職員の人員確認と安否確認。 ・被害状況（児童・職員・施設・設備等）を確認し、〇〇法人本部に報告する。 ・負傷者の応急手当。
③ 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、ひょうご防災ネット等で情報確認 ・児童館・コーナーの建物や周辺の状況確認（事故のないように）
④ 児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えに来るまで安全な場所で預かる。
⑤ 館外避難・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・館外避難の決定と移動指示 ・児童名簿、連絡先一覧等を搬出する。 ・児童館・コーナーを離れる場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。 ・早く安全に避難する。 ・職員は分散して児童の安全確保と指示誘導に当たり、避難場所に集合させる。
⑥ 保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡班から安否、避難先等を連絡する。 ・保護者が連絡が取れない場合の対応 ・保護者が帰宅困難になった時の対応
⑦ 保護者へ引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・館長またはそれに準じる者が、名簿で確認のうえ引き渡す。
⑧ 被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況の調査。 ・危険箇所の応急対策 ・休館（閉鎖）が必要な場合は、張り紙等の措置。

気象庁のホームページ

防災気象情報 気象警報・注意報 兵庫県

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/332-table.html>

防災マニュアル【地震発生時】

地震が発生しました！

①児童への対応

- 揺れを感じたら身の安全を確保する
- 落下物のない安全な場所に集まる
(慌てて外に出ない)
- 屋外では建物、ブロック塀、窓ガラスから離れ、
体を低くする
- 慌てさせず、不安がらせず

揺れが治まってから館外へ避難が
必要な場合

②児童への避難

- 避難場所を指示し速やかに避難
第1避難場所 ○○中学校(地震のみ)
第2避難場所 ○○小学校(津波)
- 児童館・コーナーの入口に避難場所を掲示
する
- 児童の人員点呼、健康観察

一時避難から、より安全な緊急避難場所への移動も
あるので、職員は的確な判断・行動をとる

児童への注意！ ①押さない
②走らない
③しゃべらない
④もどらない

- 保護者へ連絡
①迎えを依頼
②引き渡しカードに記録を残す
- 保護者に連絡が取れない場合は、引き渡す
まで避難所で預かる

- 施設の被害状況調査、応急対策
- 休館(閉館)が必要な場合は、張り紙で知らせる

沉着、冷静に対処しよう！

- ★情報の収集に努める
ラジオ、テレビ、インターネット他

職員の防火体制

(火元の確認・初期消火・ガスを閉める)

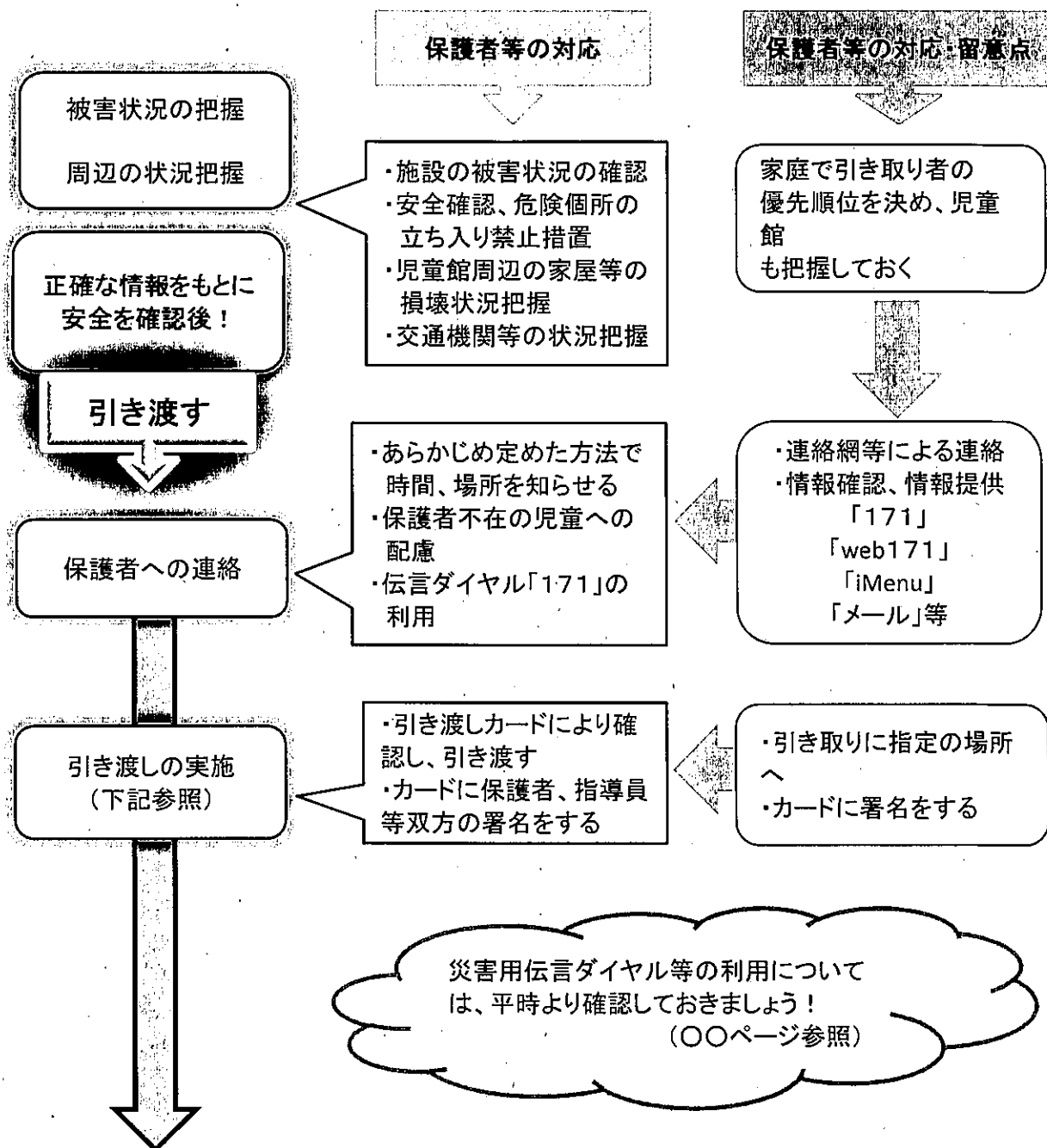
- ★出入り口の戸を開ける
避難路を確保し冷静に行動！
- ★避難経路に毛布を敷くなど安全対策
- ★靴をはかせる、又は持たせて避難
- ★災害時の連絡方法や避難路、津波緊急避難所等の確認

津波の恐れがある場合
神戸市等から避難勧告等が発令

- ★津波避難対象地区は、兵庫県・瀬戸内海沿岸に津波警報が発令された場合、速やかに避難を開始し、津波到達時間までに避難場所に避難する。
- ★津波避難対象地区では、大規模な地震が発生した場合には、津波の発生を想定し、情報収集に努めるとともに、避難の準備をする。
- ★遠隔地での地震による津波も想定されるため、地震情報等の把握に努める。

* 神戸市 こども青少年課へ連絡
☎322-5210

6. 保護者への引き渡し



- (1) 児童は避難場所に集合させる。保護者は指定の場所で待機してもらう。
- (2) ハンドマイク等で指示し、引き渡す。
 - ・引き渡しカードをもとに引き取り者を確認し、児童を引き渡す。
 - ・負傷した児童については、状況を保護者に説明し引き渡す。
 - ・行方不明の児童の保護者には、館長が対応する。
- (3) 保護者への連絡が取れない場合、児童を引き続き保護する。その場合、児童の心のケアを心がける。



7. 緊急時連絡・引き渡しカード(例)

緊急時連絡・引き渡しカード			〇〇〇児童館	No.
児童名前		性別	年齢	
住所	〒			血液型
保護者名			児童との関係	
緊急時の 連絡先 (優先順)	①名前	続柄	☎ ()	—
		携帯		
		メールアドレス		
	②名前	続柄	☎ ()	—
		携帯		
		メールアドレス		
	③名前	続柄	☎ ()	—
		携帯		
		メールアドレス		
家族で確認している避難場所				

引き取り者		児童との関係	
引き渡し日	月	日()	時 分
避難場所			
今後の連絡先			
特記事項			
引き渡し職員名			